

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC（以下「事業場」という。）に雇用され、林業作業員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県D町の作業現場で、トラックに杉材を積み込む作業を行っていたところ、杉材1本（30cm×4m）が抜け落ち同人の胸を直撃したため、約2.5m下の地面に転落し負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、直ちにE病院に搬送されたが気道損傷を疑われたため、ドクターヘリでF病院に移送され「両側肋骨多発骨折、外傷性縦隔気腫、右血胸肺炎」と診断された。その後同病院で同年〇月〇日まで加療後、E病院に転医し治療を継続していたところ、請求人は、痛みで仕事に復帰できないかもしれないという不安感でイライラした気持ちが続いたなどとして、平成〇年〇月〇日にG病院に受診し「外傷後抑うつ状態、不眠症」と診断された。なお、本件負傷による傷病については平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となっている。

請求人は、本件負傷後、抑うつ、イライラ及び不眠が強く薬物療法を継続しているとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は退院後のリハビリや温熱療法にもかかわらず、右上肢の可動域制限の改善がみられないことから、今後仕事に復帰できないかもしれないと不安を感じ、症状固定後の経済的な不安から抑うつ症状が激しくなったものと考えられる。したがって、請求人に現れたこのような症状を総合的に判断すると、身体状態に対する不全感、今後の生活に対する不安と抑うつ症状の混合性不安抑うつ反応と判断し、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成〇年〇月〇日頃に『F43.2 適応障害』(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。」と述べている。この点、H医師の平成〇年〇月〇日労働基準監督署(以下「監督署」という。)受付の意見書及びI医師の平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書においても同旨の所見が示されており、当審査会としても専門部会の医学的見解は妥当であるものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月2

6日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 請求人は本件負傷により平成〇年〇月〇日から療養を継続しているものであり、請求人の発病前おおむね6か月間に業務による出来事は認められない。しかしながら、請求人は、自身の本件負傷が重度であり、そのため精神的に不安定になったものである旨主張していることから、念のため、本件負傷による心理的負荷について検討する。

まず、請求人の本件負傷は、平成〇年〇月〇日監督署受付の労働者死傷病報告及び決定書理由第2の2の(2)に記載されているとおり、作業現場においてトラックに杉材を積み込む作業を行っていたところ、杉材1本(30cm×4m)が胸を直撃したため、約2.5m下の地面に転落し受傷したというものである。受傷同日、請求人はF病院にヘリコプターで搬送されているものの、J医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「初診時の自覚症状は激しい疼痛。縦隔気腫があったため気道損傷を疑われヘリコプター搬送されたが、気道に明らかな損傷は認めなかった。疼痛が強かったことは否定できないが、精神的に不安定な状態は特に確認していない。後遺症の可能性は少ないと思われる。」と述べている。

次に、請求人の症状の経緯について、請求人は、疼痛を訴えるものの次第に体動もスムーズになり、約5週間を経過した平成〇年〇月〇日には希望して転院している。転院先のI医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「初診時の自・他覚症状は右背部痛の訴えあり、トイレ歩行はようやくされていた。F病院よりピクナジン処方あり、また、平成〇年〇月〇日より薬疹にてアレロック錠と軟膏処方あり。請求人の症状は重篤な状態ではない。」と述べている。その後、請求人は同年〇月〇日に同病院を退院し、通院にて鎮痛剤と眠剤を処方されている。

以上のような本件負傷の程度及びその後の療養経過からみて、当審査会としては、請求人が「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すほどのケガをした」とまでは言えないものであることから、「特別な出来事」には該当しないものと判断する。

また、「特別な出来事」以外の出来事だとして、認定基準別表1の具体的出来

事「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当てはめ評価するも、その心理的負荷の総合評価は「強」に至らないものと判断することが相当であり、請求人の本件負傷と本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできないものである。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。